



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (障害福祉課) 4
	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (30) (〃) 9
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (31) (〃) 15

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告の際の住民票の写しの添付を原則不要とする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の届出等について、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報等を利用できる場合には、当該届出等の際の住民票の写しの添付を不要とする。

ア 年金受給権者の死亡の届出

イ 年金受給権者の現況報告

(2) 次の申込み等については、現在住民票の写しの添付を一律不要としているが、県外に住所を有する心身障害者については、住民基本台帳ネットワークシステムで住所を確認ができないため、(1)と同様の取扱いに改める。

ア 加入の申込み

イ 脱退一時金の請求

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 入院時の食事療養に係る医療費の助成の廃止に伴い、規則で定めることとされた対象者の規定を削る。

(2) 特定疾病、ひとり親家庭及び小児のうち、16日以上入院をしたときの16日目以降の入院に係る一部負担金の額が0円となる者については、次の表の左欄に掲げる省令に規定する同表の右欄に掲げる認定証等の交付を受けた者又は当該認定証に記載された者とする。

省令	認定証等
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
健康保険法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険法施行規則	標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
船員保険法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
国家公務員共済組合法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
地方公務員等共済組合法施行規程	限度額適用・標準負担額減額認定証
私立学校教職員共済法施行規則	限度額適用証

(3) 障害者の特別医療費助成制度の対象者の所得要件について、その所得の額から控除する額等を定める。

(4) 補助金の交付を受けた市町村長が提出する実績報告書の提出期限を、翌年度の4月30日（現行4月20日）とする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、医療保護入院等に係る精神保健指定医による診察の特例措置及び任意入院患者に関する病状報告制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の措置が設けられたことに伴いその届出等の様式を定める。

ア 医療保護入院等について、緊急その他やむを得ない理由があるときは、精神保健指定医の診察に代え、特定医師による診察に基づいて行うことができることとされた。

イ 知事は、一定の条件を満たす場合に精神科病院に対し任意入院患者に関する症状等について報告を求めることができることとされた。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）第2条第1項第6号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し</u></p> <p>（掛金の納付の猶予）</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年<u>3月</u>鳥取県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（掛金の納付の猶予）</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予</p>

は、次の各号のいずれかに該当する者に対し4箇月を超えない範囲内において行うものとする。

(1)~(3) 略

(脱退一時金の請求の手続)

第14条の2 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

(1) 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)

(2) 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)

(届出)

第16条 略

2 及び 3 略

4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届には、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者(以下この項において「心身障害者等」という。)の住民票の写し(心身障害者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

職 氏 名 様

は、次の各号の一に該当する者に対し4箇月を超えない範囲内において行うものとする。

(1)~(3) 略

(脱退一時金の請求の手続)

第14条の2 略

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる場合にあっては当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合 戸籍抄本

(2) 心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合 戸籍抄本

(届出)

第16条 略

2 及び 3 略

4 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名 ㊟

略

略

備考 次の書類を添付すること。

- 1 障害証明書
- 2 申込者告知書
- 3 保護者証明書
- 4 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し

(注) 1 略

2 4の書類については、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要がありません。

3 年金管理者を指定する場合には、年金管理者指定届を併せて提出してください。

4 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を減少）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

略

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名 ㊟

略

略

備考 次の書類を添付すること。

- 1 申込者告知書
- 2 障害証明書

3 年金管理者指定届

(注) 1 略

2 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を減少）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

略

備考 次の書類を添付すること。(1及び2については2部)

- 1 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)
- 2 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及び心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。
- 3 心身障害者扶養共済制度を脱退し、又は口数を減少する場合には、加入者脱退等届を併せて提出してください。

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊞

略

備考 心身障害者(年金管理者、年金受給権者)の住民票の写しを添付すること。

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県

備考 次の書類を添付すること。(1及び2については2部)

- 1 加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本
- 2 心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本
- 3 加入者脱退等届(様式第18号)

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊞

略

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者（年金管理者、年金受給権者）に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

備考 年金受給権者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）を添付すること。

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

備考 年金受給権者の住民票の写し（ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）を添付すること。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨） 第1条 この規則は、鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年7月鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（条例第2条第3項の規則で定める者）</u> 第1条の2 <u>条例第2条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>（1）老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第50条第4項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者</u></p> <p><u>（2）次に掲げる認定証に記載された減額対象者</u> ア <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第59条第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u> イ <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の3第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u> ウ <u>船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第24条ノ2ノ6第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第47条ノ2ノ7第2項の規定により交付された限度額適用</u></p>

(条例第3条第5項第2号の規則で定める者)

第1条の2 条例第3条第5項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第67条第2項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者

(2) 次に掲げる認定証の適用・減額対象者又は減額対象者の欄に記載された者

ア 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

イ 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

ウ 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第47条ノ2ノ8第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

エ 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第105条の9第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

オ 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府文部省令第1号)第110条の5第3項の規定に自治省

・標準負担額減額認定証

工 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第99条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第105条の9第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

オ 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第106条の3第3項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第110条の5第3項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

カ 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第4条の5第3項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第4条の13第3項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

より交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

カ 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項の規定により交付された限度額適用証

（条例別表第5号の規則で定める者）

第2条 条例別表第5号の規則で定める者は、前年の所得（1月1日から6月30日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。）について、所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がない者とする。

（条例別表第1号の規則で定める者等）

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額（その者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がいる場合で、当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、同表の右欄に定める額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円（当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族である場合にあっては、当該特定扶養親族1人につき25万円）を加算した額）とする。

<p>当該年度分の道府県民税（都民税を含む。以下同様。）につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者</p>	<p>当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額</p>
<p>当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者</p>	<p>当該控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が地方税法第34条第1項第6号に規定する特別障害者である場合にあっては、40万円）</p>
<p>当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する</p>	<p>当該控除を受けた者につき27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規</p>

控除を受けた者	定する寡婦である場合にあっては、35万円)	
当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者	当該控除を受けた者につき27万円	
当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者	当該免除に係る所得の額	
(実績報告)		(実績報告)
第7条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、特別医療費補助事業実績報告書(様式第4号)を作成し、翌年度の4月30日までに当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添付して知事に提出しなければならない。		第7条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、特別医療費補助事業実績報告書(様式第4号)を作成し、翌年度の4月20日までに当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添付して知事に提出しなければならない。

第2条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

特別医療費補助所要額調書

年度

市町村名

1 特別医療費補助所要額

助成事業区分	補助基本額(ア)	補助所要額 (ア) × 1 / 2 (イ)	備考
条例別表第1号	千円	千円	
条例別表第2号			
条例別表第3号			
条例別表第4号			
条例別表第5号			
条例別表第6号			
合計			

注1 補助所要額は、助成事業区分ごとに千円未満は切り捨てること。

2 補助基本額算出内訳書を別紙として添付すること。

2 補助対象人員調べ

補助対象	内 訳	受 給 資 格 証 交 付 済 人 員						合計
		条 例 別 表	条 例 別 表	条 例 別 表	条 例 別 表	条 例 別 表	条 例 別 表	

象 人年 数4 月 1 日 現 在)	国民健康保険被保 険者	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	
	後期高齢者医療被 険者						—	
	その他の社会保険 被保険者							
	計							

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 様

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第7条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告
します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

助成事業 区 分	助成費支給件数		補助基本額 (ア) 円	補助所要額 (ア)×1/2 (イ) 円	補 助 金 受入済額 (ウ) 円	差 引 き 過不足額 (イ)-(ウ) 円	備 考
	区分	延べ 件数					
条例別表 第 1 号	国民健康保険被 険者	件				/	
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第 2 号	国民健康保険被 険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第 3 号	国民健康保険被 険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表	国民健康保険被						

第 4 号	保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第 5 号	国民健康保険被 保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第 6 号	国民健康保険被 保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
合 計	国民健康保険被 保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						

注 1 助成費支給件数の欄の延べ件数は、本年度に助成した件数（償還払のものを含む。）を記入すること。

2 補助基本額の欄は、本年度に助成した額から損害賠償による返還金、不当利得による返還金及びその他の収入の累計額を控除した額を記入すること。

添付書類

- 1 特別医療費補助基本額算出内訳書
- 2 特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（医療保護入院の届出等）</p> <p>第10条 法第33条第7項の規定による届出は、<u>次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。</u></p> <p>（1）<u>同条第1項の規定による入院 様式第11号</u></p> <p>（2）<u>同条第2項の規定による入院 様式第12号</u></p> <p>（3）<u>同条第1項に規定する場合における同条第4項後段の規定による入院 様式第12号の2</u></p> <p>（4）<u>同条第2項に規定する場合における同条第4</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）<u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（医療保護入院の届出等）</p> <p>第10条 法第33条第7項の届出は、<u>同条第1項の規定による入院にあつては様式第11号、同条第2項の規定による入院にあつては様式第12号による届出書により行わなければならない。</u></p>

項後段の規定による入院 様式第12号の3

2 法第33条の2の規定による届出は、様式第13号による届出書により行わなければならない。

(応急入院の届出)

第11条 法第33条の4第5項の規定による届出は、次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。

- (1) 同条第1項の規定による入院 様式第14号
- (2) 同条第2項後段の規定による入院 様式第15号

(定期の報告)

第13条 法第38条の2第1項の規定による報告は、様式第16号による報告書により行わなければならない。

2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、様式第17号による報告書により行わなければならない。

3 条例第2条の規定による報告は、様式第17号の2による報告書により行わなければならない。

様式第7号(第7条関係)

措置入院者措置症状消退届

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名



下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

略				
保護者	略			
	住所			
	フリガナ	続柄	生年 月日	年 月 日 生
	氏名	(男・女)		
住所				

略			
病名	1 主たる精神	2 従たる精神	略

2 法第33条の2の届出は、様式第13号による届出書により行わなければならない。

(応急入院の届出)

第11条 法第33条の4第5項の届出は、様式第14号による届出書により行わなければならない。

(定期の報告)

第13条 法第38条の2第1項の報告は、様式第16号による報告書により行わなければならない。

2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の報告は、様式第17号による報告書により行わなければならない。

様式第7号(第7条関係)

措置入院者措置症状消退届

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名



下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

略		
保護者	略	
	住所	

略			
病名	1 主たる精神	2 従たる精神	略

	障害 ICDカゴリ ()	障害 ICDカゴリ ()	
略			
障害福祉 サービス 等の活用 に関する 意見			
略			

備考 略

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職 氏 名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第3項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所
氏名

印

記

略

(裏) 略

様式第12号(第10条関係)

医療保護入院者(第33条第2項)の入院届

年 月 日

職 氏 名 様

病院名
所在地
管理者名

印

下記の者が医療保護入院をしましたので、精神保

	障害	障害	
略			
社会復帰 施設、在 宅福祉制 度等の活 用に関する 意見			
略			

備考 略

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第3項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所
氏名

印

記

略

(裏) 略

様式第12号(第10条関係)

医療保護入院者(第33条第2項)の入院届

年 月 日

職 氏 名 様

病院名
所在地
管理者名

印

下記の者が医療保護入院をしましたので、精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	略
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に 対する理解の程度 を含め、 任意入院 が行われ る状態に ないと判 断した理 由につい て記載す ること。)			
(特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)			
略			

備考

- 1 略
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 略

健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	略
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に 対する理解の程度 を含め、 任意入院 が行われ る状態に ないと判 断した理 由につい て記載す ること。)			
(特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)			
略			

備考

- 1 略
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 略

様式第13号（第10条関係）

医療保護入院者退院届出書

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名

印

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の2の規定により届け出ます。

略					
保護者	刀ガナ		続柄	生年 月日	年 月 日 生
	氏名				
	住所				
刀ガナ	刀ガナ		続柄	生 年 月日	年 月 日 生
	氏名				
	住所				

略			
病名	1 主たる精神 障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神 障害 ICDカテゴリー ()	略

略	
訪問指導 等に関する 意見	
障害福祉 サービス 等の活用 に関する 意見	
主治医の 氏名	

備考

- 1 略
- 2 保護者の氏名の欄は、親権者が両親の場合は
2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所の欄は、親権者が両親で住所が
異なる場合に2つ目を記載すること。

様式第13号（第10条関係）

医療保護入院者退院届出書

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名

印

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の2の規定により届け出ます。

略					
保護者	刀ガナ		続柄	生年 月日	年 月 日 生 (満 歳)
	氏名				
	住所				

略			
病名	1 主たる精神 障害	2 従たる精神 障害	略

略	
訪問指導 等に関する 意見	
社会復帰 施設、在 宅福祉制 度等の活 用に関する 意見	
主治医の 氏名	

備考

- 1 略

4 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（法第33条第2項又は同条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

印

略			
病名	1 主たる精神障害 ICDカゴリ ()	2 従たる精神障害 ICDカゴリ ()	略

応急入院の
必要性

（患者自身の病気に
対する理解の程度
を含め、
任意入院
が行われ
る状態に
ないと判
断した理
由につい
て記載す
ること。）

（特定医師
の診察によ
り入院した
場合には特
定医師の採
った措置の
妥当性につ
いて記載す

2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（法第33条第2項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

印

略			
病名	1 主たる精神障害 ICDカゴリ ()	2 従たる精神障害 ICDカゴリ ()	略

応急入院の
必要性

（患者自身の病気に
対する理解の程度
を含め、
任意入院
が行われ
る状態に
ないと判
断した理
由につい
て記載す
ること。）

ること。)	
略	
備考 略	
様式第19号 (第15条関係)	
無断退去届出書	
職 氏 名 様	
<u>鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり入院中の者が無断退去したので、届け出ます。</u>	
年 月 日	
病院所在地 病 院 名 管理者氏名	
(印)	
記	
略	
様式第20号 (第15条関係)	
無断退去者帰院届出書	
職 氏 名 様	
<u>鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第15条第2項の規定により、下記のとおり無断退去者が帰院したので、届け出ます。</u>	
年 月 日	
病院所在地 病 院 名 管理者氏名	
(印)	
記	
略	
様式第22号 (第16条関係)	
仮退院者再入院届出書	

略	
備考 略	
様式第19号 (第15条関係)	
無断退去届出書	
職 氏 名 様	
<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり入院中の者が無断退去したので、届け出ます。</u>	
年 月 日	
病院所在地 病 院 名 管理者氏名	
(印)	
記	
略	
様式第20号 (第15条関係)	
無断退去者帰院届出書	
職 氏 名 様	
<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第15条第2項の規定により、下記のとおり無断退去者が帰院したので、届け出ます。</u>	
年 月 日	
病院所在地 病 院 名 管理者氏名	
(印)	
記	
略	
様式第22号 (第16条関係)	
仮退院者再入院届出書	

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり 仮退院させた者を再入院させたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院所在地 病 院 名 管理者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> <p>様式第23号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">入院患者事故届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第17条第1項の規定により、下記のとおり 事故があったので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院所在地 病 院 名 管理者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細 則第16条第2項の規定により、下記のとおり仮退院 させた者を再入院させたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院所在地 病 院 名 管理者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> <p>様式第23号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">入院患者事故届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細 則第17条第1項の規定により、下記のとおり事故が あったので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院所在地 病 院 名 管理者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
--	--

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

措置入院に関する診断書

申 請 等 の 形 式	親族又は一般人申請（法第23条）	警察官通報（法第24条）	検察
	官通報（法第25条）	保護観察所長通報（法第25条の2）	矯正施設長
	通報（法第26条）	精神科病院管理者届出（法第26条の2）	医療観察

		法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報]（法第26条の3） 県知事職務診察（法第27条第2項）		
申請等の添付資料		あり なし		
被 診 察 者 (精 神 障 害 者)	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏名	(男・女)	月日	(満 歳)
	住所			
	職業			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
重大な問題行動 (A はこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を で困むこと。)			
1 殺人	A B	<現在の精神症状>		
2 放火	A B	意識		
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()		
4 強姦	A B	知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)		
5 強制わいせつ	A B	記憶		
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()		
7 暴行	A B	知覚		
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()		
9 脅迫	A B	思考		
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸		
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()		
12 弄火又は失火	A B	感情・情動		
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁		
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()		
15 自殺企図	A B	意欲		
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止		
17 その他 ()	A B	6 無為・無関心 7 その他 ()		
		自我意識		
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()		
		食行動		
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()		
		<その他の重要な症状>		

		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診察時の特記事項		
医学的総合判断	要措置	措置不要
以上のとおり診断する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 精神保健指定医の氏名 _____		

(行政庁における記載欄)	
診察に立ち会った者	氏名 (男・女) 続柄又は職業 年齢 歳
(親権者、配偶者等)	
診察場所	
診察日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
職員氏名	
行政庁の措置	
行政庁のメモ欄	

備考

- 1 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 2 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 3 「重大な問題行動」の欄は、該当するすべての算用数字並びにA及びBを で囲むこと(Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指す。)
- 4 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 「診察時の特記事項」の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 7 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

様式第4号の3を次のように改める。

様式第4号の3(第4条関係)

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏 名 様

フリガナ 氏名	----- (男・女)		生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
住 所				
病 名	1主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)			
<現在の精神症状>	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()</p>			
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()			
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()			
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()			
緊急性の判定	1 直ちに入院が必要 2 緊急を要しない			
本人の同意	1 可能 2 不可能			
判定理由				
判定結果	1 医療保護入院又は応急入院が必要 2 不必要			
移送の手續における行動の制限	行動制限の有無	1 行動制限を行った 2 行わなかった		
	症状			
	開始日時	月 日 時 分		
	告知	1 告知を行った		

その他の特記事項
以上のとおり診断する。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">精神保健指定医の氏名</p>

備考 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名
所在地
管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年	年 月 日生
	氏名	(男・女)		月日	(満 歳)
	住所				
保護者の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
法第34条による移送の有無	あり なし				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。) (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入	計 回				

院回数					
< 現在の精神症状 > < その他の重要な症状 > < 問題行動等 > < 現在の状態像 >	意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()				
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()				
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)					
入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名					
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
		1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他 ()			

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

備考

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（法第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 7 「保護者の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 8 「保護者の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

様式第12号の次に次の2様式を加える。

様式第12号の2（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名

印

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院をしましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏名	(男・女)	月日	(満 歳)
	住所			
保護者の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
	午前・午後 時	入院形態		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()		
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)			

	(陳述者の氏名 続柄)	
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)	
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)	
初回から前回までの入院回数	計 回	
< 現在の精神症状 >	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</p> <p>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>	
< その他の重要な症状 >	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()	
< 問題行動等 >	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()	
< 現在の状態像 >	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態	
	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態	
	8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()	
医療保護入院の必要性	<p>患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。</p>	
入院を必要と認めた特定医師の氏名		
確認した精神保健指定医の氏名	診察日	年 月 日 午前・午後 時
精神保健指定医が入院を妥当でないと判断した場合の理由		

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日 生
		(男・女)	続柄		年 月 日 生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				

事後審査委員会意見

備考

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「法第33条第2項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 7 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 8 「保護者の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 「保護者の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 「事後審査委員会意見」は、記録の場合について記載すること。
- 11 「選択肢」の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

様式第12号の3(第10条関係)

特定医師による医療保護入院者(第33条第2項・第4項)の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名

Ⓜ

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第7項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

フリガナ	生 年	年 月 日 生
------	-----	---------

入 院 者	氏 名	(男・女)	月日	(満 歳)
	住 所			
法第33条第2項・第4項の入院年月日	年 月 日(午	今回の入院年月日	年 月 日	
	前・午後 時)	入院形態		
病 名	1主たる精神障害	2従たる精神障害	3身体合併症	
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
<現在の精神症状>	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</p> <p>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()</p>			
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()			
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()			
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()			
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判				

断した理由について記載すること。					
入院を必要と認めた特定医師の氏名		Ⓜ			
確認した精神保健指定医の氏名		診察日	年 月 日	午前・午後	時
精神保健指定医が入院を妥当でないと判断した場合の理由					
同意者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
	住所				
家庭裁判所への申請日 (予定日を含む。)	年 月 日				

事後審査委員会意見

備考

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は、「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 7 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 8 「事後審査委員会意見」は、記録の場合について記載すること。
- 9 「選択肢」の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等で囲むこと。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号(第11条関係)

特定医師による応急入院(第33条の4第2項)届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

Ⓜ

応 急 入 院 者	フリガナ		生年月	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	日	(満 歳)
	住 所			
依頼した者の入院者との関係				
入院年月日等	年 月 日午前・午後 時			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)			
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
< 現在の精神症状 >	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>食行動</p>			

< その他の重要な症状 > < 問題行動等 > < 現在の状態像 >	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他() 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。	
入院を必要と認めた特定医師の氏名	⑩
確認した精神保健指定医の氏名	診察日時 年 月 日午前・午後 時
精神保健指定医が入院を妥当でないと判断した場合の理由	

事後審査委員会意見	
-----------	--

備考

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 3 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 4 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 6 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 7 「事後審査委員会意見」の欄は、記録の場合について記載すること。
- 8 「選択肢」の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等で囲むこと。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第38条の2第1項の規定により、措置

入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名
所在地
管理者名

措置入院者	フリガナ			生年	年 月 日生
	氏名	(男・女)		月日	(満 歳)
	住所				
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()		3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日				
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の治療の内容とその結果を記載すること (問題行動を中心として記載すること。)					
今後の治療方針(再発防止への対応含む。)を記載すること					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	多用 時々 ほとんど不要			
	注意必要度	常に厳重な注意 随時一応の注意 ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	極めて手間のかかる介助 比較的簡単な介助と指導生活指導を要する その他()			
重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を で囲むこと。)				

動)					
1 殺人	A B	<現在の精神症状>			
2 放火	A B	意識			
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()			
4 強姦	A B	知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)			
5 強制わいせつ	A B	記憶			
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()			
7 暴行	A B	知覚			
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他()			
9 脅迫	A B	思考			
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸			
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()			
12 弄火又は失火	A B	感情・情動			
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁			
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()			
15 自殺企図	A B	意欲			
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止			
17 その他()	A B	6 無為・無関心 7 その他()			
		自我意識			
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()			
		食行動			
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()			
		<その他の重要な症状>			
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存()			
		4 その他()			
		<問題行動等>			
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()			
		<現在の状態像>			
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態			
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態			
		8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()			
診察時の特記事項					
本報告に係る診察年月日		年 月 日			
診断した精神保健指定医の氏名					
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
		1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者			
		4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日)			

	5 その他 ()
--	-----------

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

備考

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告の写しの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 6 「重大な問題行動」の欄は、該当するすべての算用数字、A及びBを で囲むこと（Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指す。）。
- 7 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 「診察時の特記事項」の欄は、被診察者の受診態度、表情並びに言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 9 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 10 「保護者の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 11 「保護者の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 12 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第13条関係）

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名
所在地
管理者名

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	月日	(満 歳)
	住 所			

医療保護入院年月日 (法第33条第1項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	年 月 日
前回の定期報告年月日	年 月 日		
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)		
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的(月単位、 数箇月単位、 盆や正月) 3 なし		
過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること。			
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向		
今後の治療方針を記載すること(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)。			
<現在の精神症状>	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</p> <p>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p>		

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	食行動				
	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他() 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()				
本報告に係る診察年月日	年 月 日				
診断した精神保健指定医の氏名					
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

備考

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること(法第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告の写しの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 6 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 8 「保護者の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 「保護者の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第17号の2（第13条関係）

任意入院患者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第3項に規定する任意入院患者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名
所在地
管理者名 ㊟

任意入院患者	フリガナ			生年	年 月 日生
	氏名	(男・女)		月日	(満 歳)
	住所				
任意入院年月日(法第22条の3による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者の氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的(月単位、 数箇月単位、 盆や正月) 3 なし				
過去12箇月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12箇月間に行動制限が行われた際はその必要性について)。					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)					
今後の退院へ向けた取り組み					
<現在の精神症状>	意識				

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) 記憶
	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() 知覚
	1 幻聴 2 幻視 3 その他() 思考
	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()
	感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()
	意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()
	自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()
	食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医の氏名	㊞

審査会意見	
県の措置	

備考

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第2項入院」、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告の写しの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 6 入院時より6箇月の間に、開放処遇が制限された者の6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。
- 7 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

- 8 「診断した主治医の氏名」の欄は、主治医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 9 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新細則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新細則に定める書類として使用することができる。